

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成26年度清須市自転車等駐車対策協議会
開 催 日 時	平成27年1月23日（金曜日）午前9時30分から
開 催 場 所	清須市清洲市民センター 3階 303会議室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 自転車等駐車対策基本方針について 3. 名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備事業について 4. 自転車等放置禁止区域の見直し及び設置について 5. その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・構成員名簿 ・基本方針について ・清須市自転車等の放置の防止に関する条例（抜粋） ・答申書 ・名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備事業について ・自転車等放置禁止区域の見直し及び設置について
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数	2人
出 席 委 員	中村英樹会長 鈴木弘司副会長、秋田俊雄委員、鹿嶋公嘉委員、福田英司委員、夫馬康昌委員、加藤貞治委員、堀田知平委員、大竹孝三委員、近藤敦委員
欠 席 委 員	小川弘之委員、加藤康子委員
出 席 者 (市)	葛谷賢二委員、川松來委員
事 務 局	<p><総務部防災行政課> 柴田総務部長、大橋総務部次長兼防災行政課長、三輪主幹、後藤副主幹兼防災防犯係長、梅本主任主査、嶋中主査、黒髪主事</p>
<p>●事務局</p> <p>定刻になりましたので、只今から平成26年度清須市自転車等駐車対策協議会を開催いたします。</p> <p>本日は委員の皆様方にはご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開催に先立ちまして、「清須市自転車等の放置の防止に関する条例」第16条第3項の規定に基づきまして、市長より委嘱させていただいております。</p>	

委員の任期につきましては、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間でございますが、人事異動等で交代された新任の委員の方は本日より平成27年3月31日までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

新任の委員の方におかれましては、市長より委嘱状を交付させていただくことが本意ではございますが、時間の都合上、机上に置かせていただいております。

また、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日の会議は委員の過半数以上が出席しておりますので、「清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則」第12条第3項の規定に基づきまして、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開会議となっておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布いたしました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、当協議会会長でございます中村会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

○中村会長

おはようございます。

清須市自転車等駐車対策協議会は平成24年に清須市自転車等駐車場対策検討会の中で基本的な方針について議論していただいた後、昨年度の市内各駅の実態調査の結果、有料化の必要があるという結論に至り、市内駐輪場の整備を進めていく方針を打ち出しました。

今年度第1回目の会議では、これまでの検討事項を受けて協議する運びとなりました。

駐輪場の問題というのは、街の空間の問題、防犯、教育等様々な分野に影響する問題です。それぞれ専門の委員の皆様もお集まりいただいておりますので、活発な議論をしていただき、より良い方針が打ち出せればと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。

【配布資料の確認】

●事務局

【資料 1-1 自転車等駐車対策基本方針について】説明

○中村会長

ありがとうございました。

資料 1-1 についてご説明いただきました。これまでのところで何か質問はございますか。

【質問なし】

引き続き、次第の3、協議事項(1)名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備事業について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

【名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備事業について】説明

○中村会長

名鉄新清洲駅につきまして、昨年度行った実態調査の結果に関連する事項をご説明いただきました。何かご質問等あればお願いします。

○鹿嶋委員

初めて出席いたしましたので、確認させていただきます。有料化に関して投資対効果は考えておられますか。また、放置禁止区域指定で措置とありますが、撤去することに対して法的な問題があるのかどうか確認させてください。

●事務局

建設につきましては、市で準備し、方策について今後決定していきます。運営に関しては、利用者の一部を負担していただき経費削減しながら運営にあたっていきます。

建設は事業団体と調整しつつ進めていくことを考えております。鉄道事業者の投資等はありません。放置禁止区域に関しては、有料化とセットで検討していきます。撤去に関しては、根拠として国の法律で定められており、禁止区域であれば撤去できるということで法的には問題ございません。

○中村会長

はい。ありがとうございます。他にございますか。

○堀田委員(代理竹内委員)

私も確認になってしまいますが、事業は清須市単体で実施するのか、それともPFIなどの手法を使うのかいかがでしょうか。

また、計画では設置台数が600台から700台となっていますが、それでは問題が解消しないように思うのですが、そのあたりはいかがのでしょうか。

●事務局

整備につきましては、PFI等を検討しながら市で進めてまいります。不足分を賄えるかというご質問につきましては、実態調査の中で有料化した場合には自転車利用者が3割減少すると見込みがあり、それを考慮した数字となっております。

○中村会長

有料化する目的は需要を抑制し、それによって得られた部分を活かしながら、利用者負担していただいて駐輪場環境へ還元していく、というのが基本的な考え方となっております。

資料2での現状マックス179台という数字は、厳格に言うと潜在的な需要はもっと多い可能性があるところ、そこまでの計算は考慮していないということです。

有料化で料金が発生することで、近距離利用者が徒歩に転換することを狙い、遠距離利用者には負担していただく代わりに、より快適な駐輪スペースを提供していくという考え方で昨年度このような方針が出されたことを確認させていただきたいと思います。

その他、何かご質問はございますか。

○鈴木副会長

今回の協議会は昨年度の成果を受けて、名鉄新清洲駅、J R 枇杷島駅、J R 清洲駅を優先的に検討していくことは理解しておりますが、その中で名鉄新清洲駅を第一優先で進めていくというプロセスがこの資料では読み取れないので補足をしていただければと思います。

●事務局

J R 枇杷島駅から整備する方向で進めてまいりましたが、資料 2 にございます名鉄新清洲駅前の土地を地主との交渉の結果、お借りできる運びとなり、慢性的にスペースが不足している名鉄新清洲駅から進めていくという提案をお示しすることとなりました。

○中村会長

資料 2 の名鉄新清洲駅、J R 枇杷島駅、J R 清洲駅の 3 つの駅が整備すべき緊急性の高い駐輪場という結論に至りました。そして、改めて精査し地域全体の公平性を鑑みた結果、今後のロードマップを示すには名鉄新清洲駅から整備することが合理的だと事務局の再検討でわかったということかと思えます。

費用のかかることなので、単年度に一斉に整備することは難しく、順次検討していくことが必要ということです。

○夫馬委員

資料 2 の新清洲駅前②の土地はどういった状況でしょうか。

●事務局

資料 2②の土地は市の公有地ですので、そのまま活用していくように考えております。

○夫馬委員

整備するにあたって仮の土地を確保しなければならないと思いますが、どのようなスケジューリングでしょうか。

●事務局

北側につきましては開発が進んでまいりますので、担当課と調整してそれに応じて進めていきたいです。

○夫馬委員

開発というのは名鉄の高架化事業のお話でしょうか。

●事務局

土地区画整理事業が始められるので、担当課と調整しつつ仮のスペースを借りたいと考えております。

○近藤委員

資料 2 2(2)の表ですが、名鉄新清洲駅の整備台数と北側、南側の駐輪場について何か関連付けしているのでしょうか。

●事務局

資料2の①が南側、②が北側となっております。特に北側の駐輪場が問題となっております。将来像の600台から700台については区画整理事業の進捗状況をみながら、今ある土地の中で考えていきたいと思っております。

○中村会長

それでは名鉄新清洲駅前自転車等駐車場整備事業については、事務局案を承認することによってよろしいでしょうか。

【異議なし】

【資料3 自転車等放置禁止区域の見直し及び設置について】説明

●事務局

半径300メートルという基準につきましては、基本方針の中で様々な駅を調査した結果、ひとつの目安となっていることがわかり、今回お示ししております。それを受けて須ヶ口駅の駐車禁止区域も広げるという提案です。よろしく願いいたします。

○中村会長

先に新清洲駅の放置禁止区域をご説明いただいて、須ヶ口駅の説明に移るほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

【新清洲駅自転車等放置禁止区域（案）について】説明

○中村会長

資料3の新清洲駅自転車等放置禁止区域（案）についてご質問はございますか。

○堀田委員（竹内代理）

放置禁止区域を示す道路標示や看板等どのように明示するのでしょうか。

●事務局

看板と道路標示で明示する予定です。

○中村会長

事前に周辺住民等に広報をされる予定ですか。

●事務局

3ヶ月間の周知期間を設け、ブロック（町内会）や近隣商店へご説明する予定です。自転車の放置禁止区域という看板や道路標示で明示し、広報紙及びホームページで周知させていただきます。

○中村会長

何か他にご質問はございますか。

【質問なし】

○中村会長

有料化を実施して需要の抑制を図る一方で、放置が増えれば有料化が機能していないこととなります。やはり駐輪場整備と放置禁止区域はセットで検討しなければならず、全国各地でも取り入れられています。その中で、放置禁止区域は概ね 300 メートルとされていて、今回は道路の形状や需要の形態を勘案して、これらの原案を作成していただきました。

新清洲駅放置禁止区域案は原案を承認でよろしいでしょうか。

【異議なし】

○中村会長

ありがとうございました。引き続き、須ヶ口駅放置禁止区域案について審議いただきます。何かご質問等はございますか。

○大竹委員

放置自転車はどのように対応していますか。

●事務局

放置禁止区域は即日撤去し保管場所に移動しております。放置禁止区域外につきましては、条例に則って、札付け、撤去回収、通知、そして廃棄までの流れで対応しております。

○中村会長

放置自転車の収容スペースについては検討されていますか。

●事務局

近隣の市有地を検討している段階です。目途はたてています。

○鈴木副会長

放置禁止区域は原案で結構だと思います。放置防止の広報や啓発をどのように強化するかが重要と考えております。利用者というのは近隣の方のみではないと思いますので、鉄道事業者や警察署など関連機関と協力して強化していくことも必要になってくるかと思えます。

●事務局

鉄道利用者や警察署など関連機関の皆様と協力してまいります。

○中村会長

自転車利用者の大半が鉄道利用者であると思いますので、駅で啓発活動をするのがより効果的です。関連機関と連携していただきたいと思います。

須ヶ口駅の放置禁止区域の拡大については、より説明が必要になるかと思えます。

○夫馬委員

協力することはやぶさかではないですが、啓発というのはポスター等をイメージしたらよろしいでしょうか。

●事務局

チラシ等を改札口に置かせていただくことや市職員が配布することを考えています。

○中村会長

関係機関と調整し、より良い方向で進めていただきますようお願いいたします。

それでは、放置禁止区域（案）については、原案のとおり承認でよろしいでしょうか

【異議なし】

○中村会長

ありがとうございます。では、事務局から連絡事項等ございましたらお願いします。

●事務局

今回このような時期に開催した経緯は、J R 枇杷島駅を検討していた中で名鉄新清洲駅を先行して整備していく案が浮上し、準備を含めこのような時期になりました。

今回ご審議いただいた案で設計へと進みますので、来年度もよろしくをお願いいたします。

○中村会長

今後、J R 枇杷島駅も同様な話がでてくると思いますので、福田委員は何かご質問等ございますか。

○福田委員

普段から駐輪場の問題は各自治体と連携しておりまして、今回このような整備を考えていただいて非常にありがたいです。

他自治体では放置禁止区域の設定等で駐輪対策が上手く運ばなかったこともありますので、運営の初めに力点を置いてご協力させていただければと思います。

○中村会長

ありがとうございます。では、本日の議事については終了となりますので、事務局にお返しいたします。

●事務局

長時間にわたり、慎重な審議、誠にありがとうございました。これをもちまして平成26年度自転車等駐車対策協議会を終了いたします。ありがとうございました。

【閉会】

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり